

芦屋市災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p>(災害弔慰金を支給する遺族)</p> <p>第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げる順序とする。</p> <p>(1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。</p> <p>(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。</p> <p>ア 配偶者</p> <p>イ 子</p> <p>ウ 父母</p> <p>エ 孫</p> <p>オ 祖父母</p> <p><u>(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。</u></p> <p>2 (省略)</p> <p>3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定によりがたいときは、前2項の規定に関わらず<u>第1項第1号</u>の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。</p> <p>4 (省略)</p>	<p>(災害弔慰金を支給する遺族)</p> <p>第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げる順序とする。</p> <p>(1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。</p> <p>(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。</p> <p>ア 配偶者</p> <p>イ 子</p> <p>ウ 父母</p> <p>エ 孫</p> <p>オ 祖父母</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定によりがたいときは、前2項の規定に関わらず<u>第1項</u>の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。</p> <p>4 (省略)</p>